

# 南部植民地における階層構造と衣服

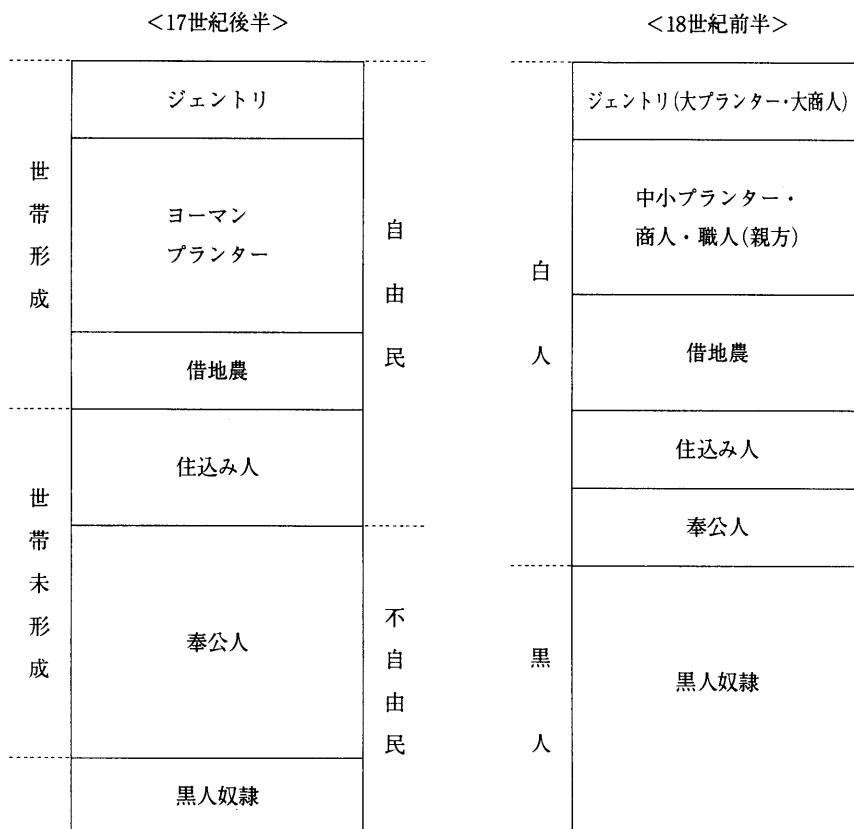
和田光弘

## I 南部植民地社会の階層構造<sup>(1)</sup>

ある一つの社会を総体として把握しようとする際、その社会の階層構造をどのように捉えるかは、研究の出発点もしくは前提であると同時に、最終的な帰着点もしくは結論でもある。つまりは社会認識の全体像が問われているとも言える。アメリカ植民地時代の階層構造・社会構造を論ずる場合もむろん例外ではない。しかもその時間的・空間的な幅の広さ——時代差・地域差——ゆえ、一様な像を提示することはきわめて難しい。さらに植民地という特殊事情から、本国イギリスとの比較を念頭に置く必要もある。しかしあメリカ植民地時代の社会構造については、必ずしも明示的な形ではないにせよ、多くの研究者が言及し、論じてきた<sup>(2)</sup>。J・P・グリーンもその一人であり、彼は最近、かなり明示的なモデルを提示している<sup>(3)</sup>。それによれば、イギリス植民地には本国ほど複雑な社会階層は出現せず、大まかに「自立階層(independents)」と「従属階層(dependents)」の2種類が成立したとされる。以下やや詳しく紹介すると、「自立階層」は、①上流階層(大プランター、大商人、大地主、法律家等)と、②中流階層(ヨーマンファーマー、職人、商人、下級専門職等)から成り、①は世帯の2~3パーセントを占め、早く創設された植民地では1720年代・30年代に、遅く創られた植民地では1740年代・50年代に顕在化し、ヨーロッパの中産階級的な価値観を持っていたとされる。一方②は、その割合がヨーロッパ諸国と比べてかなり大きく、「自立階層」の大部分を占め、価値観を①と共有していた。「従属階層」については、さらに③中間層(借地農、契約労働者等)、④自由労働者、⑤奉公人、⑥奴隸に分類され<sup>(4)</sup>、③は「自立階層」と見なされる場合もあるが、厳密には「従属階層」であり、その中では少数派に属する。④は大都市では成人男性人口の1割程度を占め、小都市や早くから拓かれた農村部ではそれ以上だが、いずれも年齢的には若く、もちろん女性も含まれている。⑤は大部分が年季契約奉公人である。

グリーンのこの階層モデルは、地域差や時代差を捨象することなく、むしろそれらを総合的に組み込み、アメリカ植民地時代全般に適用可能なものとした点で非常に魅力的であるが、反面、その一般性ゆえ、各地域・各時代の分析に用いる場合、必ずしも精度が高くない憾みがある。本稿は南部植民地に焦点を絞っており、この地域の社会階層を精緻に写し取るモデルが必要となる。ここで新たに提示するモデル(図1)は、もっぱら南部植民地を対象に考案したもので、時代による変化も大まかながら図式化している。このモデルは当時の社会全体の断面

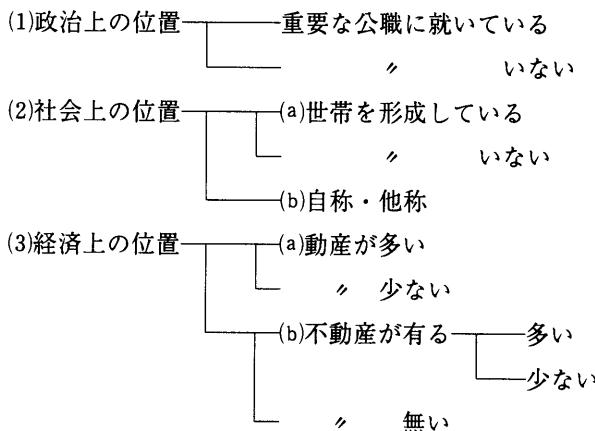
図1 南部植民地社会構成モデル



(クロスセクション) を示していると同時に、黒人奴隸を除く階層に関していえば、奉公人から出発してジェントリに至るまでの、一人の人間のライフサイクルを意味しているともいえる。ともあれ以下、このモデルにそくしつつ、17世紀を中心とする南部植民地の階層構成を考察していくが、それはモデル自体の解説ともなろう。また、自由民・不自由民の法的身分上の区分、および不自由民自体については拙稿でもすでに論じており<sup>(5)</sup>、本稿ではもっぱら自由民にのみ考察の対象を限定したい。

さて自由民を構成するジェントリ、ヨーマンプランター、借地農、住込み人は、主として次の3つの指標によって区分される。(1)政治上の位置、すなわち、重要な公職に就いているか／いないか。(2)社会上の位置、すなわち、(a)ライフサイクル上の条件、とりわけ、世帯を形成しているか／いないか。(b)どのような自称・他称を用いているか。(3)経済上の位置、すなわち、(a)動産の多少、(b)不動産の有無。(b)が有る場合はその多少。世帯形成の有無や不動産所有の有無が社会階層区分の重要な指標とされる点については、今日的感覚からするならばやや奇異の感なしとしないが、当時の南部植民地が人口学的にもプリミティブな社会で、農業の比重が非

常に高かったことを思えば、十分にうなづける。一般論ではなく、地域差・時代差に考慮し、特定の社会に合致した指標が指定されなければならないのである。ともあれ、これらの指標を図式化すると次のようになる。



これらの区分はむろんリジッドな身分制を前提としたものではなく、実際、(3)の経済的条件が最も強く作用していたと考えられる。しかしながら具体的に分類をおこなう際には、(1), (2)の条件、および(3)(b)の不動産の有無が、重要な指標となる。したがって、たとえば動産の多少、不動産の多少などは、分類の結果として得られる各階層の特徴であって、事後的な指標といえる。また、(3)(b)の条件、すなわち階層区分と土地所有の関係はとりわけ重要なので、本章の後半で詳述する。さて、以上の方針に基づいて階層を区分し、それぞれの階層の特徴を見てゆくことにしよう。

まずジェントリであるが、彼らは政治的には代議員、参議会員、治安判事など、重要な植民地政府レベルの公職にある<sup>(6)</sup>。むろん世帯を形成しているが、とりわけ初期には奉公人出身の者もあり、植民地での特殊事情として出自や教育とは必ずしも関係がない。もっとも17世紀末になると、社会的流動性の低下とともに階層の固定化が生じ、出自や教育も重要な指標となる。かれらは「エスクワイヤ」や「ジェントルマン」と呼ばれ<sup>(7)</sup>、自他ともに認める支配階層であった。経済的には、表1にあるように、動産も多いが、何よりも広い土地を所有しており、この点でヨーマンプランターとは明確に区別される。むろん土地所有規模の小さいジェントリもあったが、平均で千エーカー程度の土地を持っていた。経営規模が特に大きく、国際的に取引をおこなっている者は「コスマポリタン・ジェントリ (cosmopolitan gentry)」と呼ばれる。ちなみに黒人奴隸の大規模な導入は17世紀末であり、それ以前に黒人奴隸数が階層の指標として機能することはない。また、有力な公職保有者ではないがその親族で、のちに遺産を相続した者や、それ以外でも1500エーカー以上の土地所有者（未亡人など）は、経済的条件か

らジェントリに分類される。

表1 メリーランド低地帯南部における階層構成と資産(1658-65年)

階層区分	構成 (%)	動産 (£カレンシー)	不動産 (エーカー)
ジェントリ	17	196	977
ヨーマンプランター	52	62	300
借地農	12	21	—
住込み人*	20	13	—

自由民の成人(16歳以上)男性のみを対象とした数値

\* : 小屋住み農を含む

Carr, Menard & Walsh, *Robert Cole's World*, 24, 27 より作成

むろん通常は世帯を形成している。いずれにしてもいわゆる中小プランターであり、18世紀についてはむしろこの呼称の方が一般的に使われている。

借地農は、土地を持っておらず、リースホールダー、テナントとして土地を借りて耕している者で、自由移民は少なく、奉公人出身が多い<sup>(9)</sup>。ライフサイクルで言えば、年季契約から解放され、ヨーマンプランターへと上昇していく過程にあたる。ただし17世紀末以降、上昇は困難となり、しだいに恒久的な社会階層として固定化することになる。彼らは住込み人と異なり、一家を構える世帯主で、共同体のなかで一定の地位を与えられているが、郡の主要な公職には就かず、「ミスター」と呼ばれる事はない。動産はヨーマンプランターの3分の1程度である。土地を借りているため借地料を支払う必要があり、払えないと立ち退きを命ぜられる可能性もあった。また借地は一般的にいって、地味や土地改良の可能性、水などのロケーションで不利な場合が多かったと考えられる。しかし借地を又貸しするケースもあり、とりわけ18世紀に入ると、他の場所に自由土地保有者として土地を所有し、主にそちらに住んで、借地では不在化するような者もでてくることになる<sup>(10)</sup>。

住込み人は、自身の世帯を持っておらず、文字通り他人の世帯に住み込んでいる者ことで、衣食住（衣は洗濯代、修繕代など）に関して、全額もしくは一部を世帯主に支払っている<sup>(11)</sup>。家畜を持っている場合は、その餌代も負担する。年季奉公が終わったばかりの独身男性が多く、ライフサイクル上の過程ともいえる。もっとも、女性、配偶者を亡くした者、既婚者なども、独立した世帯を持たずに他人の世帯に住み込んでいる限り、住込み人に分類される。親と同居している成人男性がこれに分類される場合もある。住み込みかどうかは、財産目録に家財道具が挙げられていないことなどから推定される。また住み込む先の世帯主は、土地所有者の場合もあるし借地農の場合もある。住込み人の多くは、契約労働者（contract laborer）や賃金労働

ヨーマンプランターは、ジェントリに分類されない中小規模のプランターで、あまり重要な公職には就いていないが、ある程度の土地（平均で300エーカー）を所有している者をさす<sup>(8)</sup>。「普通のプランター（ordinary planter）」と呼ばれる場合もある。ただし土地の広さが50エーカー以下だと、十分なプランテーション経営がおこなえず、原則的にはこれ以上の者をいう。

者 (worker for wages) として働き、前者はいわゆるシェアクロッパーで、契約によっては収穫をすべて手元に残し、もっぱら力仕事などに労働力を提供するケースもあった<sup>(12)</sup>。後者は一年契約が多く、どちらにしても独自の判断での耕作は不可能だった。その他、職人や行商人もおり、一つの場所に留まらず、移動する者が多かった。しかし陪審員などを務める場合もあり、むろん共同体から排除されていたわけではない。また住込み人は、土地所有関係の視点からすればレジアント (resitant) に相当し、これは土地の所有・賃貸以外の契約で居住する人々を指す古風な名称である。表2および表3にあるように、住込み人は1670年代にかけて増加しているが、これは、(1)1660年代以降大量に流入した年季契約奉公人が1670年代半ばまでに解放されたこと、(2)他の郡から解放奉公人が流入したこと、などによる<sup>(13)</sup>。その他、統計上、住込み人に分類される者として、本国の小屋住み農 (cottage) に相当する人々がおり、彼らは既婚・未婚を問わず借りた小屋に住み、経済的にはともかく、物理的には独立した世帯を形成していた<sup>(14)</sup>。菜園程度の土地も借りてはいたが、借地農のように耕作地・農場のリースは受けておらず、経済的な独立性はかなり低かったと思われる。マナのような大所領には、この類の者が比較的多かった。未婚男性で、しばしば戸主 (master of household) と称されるケースがあるが、これは一人世帯の小屋住み農のことと考えられる。世帯を形成していない住込み

表2 メリーランドの社会階層構成(%)

階層区分	低地帯南部		チャールズ郡		セントクレメンツ・マナ	
	1658-65年	1671-77年	1660年	1675年	1659-61年	1670-72年
ジェントリ	17	16	13	6	7	11
ヨーマンプランター	52	48	66	47	14	15
借地農	12	15	7	6	36	8
住込み人*	20	21	14	40	43	67

自由民の成人(16歳以上)男性のみを対象とした数値

\* : 小屋住み農を含む

Carr, Menard & Walsh, *Robert Cole's World*, 27 より作成

表3 セントクレメンツ・マナにおける土地所有関係(%)

年	自由土地保有者	借地人	レジアント
1659-61	20.4	36.4	43.2
1670-72	25.0	8.3	66.7

Carr, Menard & Walsh, *Robert Cole's World*, 124 より作成

表4 階層区分と土地所有形態との対応表

階層区分	土地所有形態
ジェントリ	マナ領主 自由土地保有者(フリー・ホールダー)
ヨーマンプランター	自由土地保有者(フリー・ホールダー)
借地農	借地人(リースホールダー, テナント)
住込み人	レジアント

では社会的ステータスが低く、なんとか世帯（少なくとも自分の借家）を持とうとした当時の人々の心性が窺える<sup>(15)</sup>。ともあれこれら住込み人の存在は、背景に性比のアンバランスがあったにせよ、一人でまったく独立に、未開地のなかで生きてゆくことが非常に困難だったことを示しているといえる。一人世帯の小屋住み農にしても、他人のプラン

テーションに経済的に従属していたわけで、ある程度の広さの自分の土地（所有地であろうが借地であろうが）をまったくの単身で、しかも共同体から遠く離れて耕作し続けることは、極めて困難だったに違いない。

さて、以上みてきた当時の社会構造・階層区分は、不動産の有無・大小が指標として措定されていることからもわかるように、土地所有と密接に関連しているが、この両者の関係はどのように捉えればよいのだろうか。すなわち、土地所有形態と階層区分の対応関係である。表4は、これを図式的に示したものである。借地農と借地人（リースホールダー、テナント）、住込み人とレジアントについては、一対一の対応関係が成立しており、すでに行論においても説明しているので繰り返さない。ここでは、領主植民地メリーランドに特徴的なマナ領主（manorial lord）と、北米植民地に一般的な自由土地保有者（freeholder）について見てみるとしよう。

ジェントリ階層のなかでも、いわば頂点に君臨するマナ領主は、新大陸に中世の莊園制度を構築すべくボルティモア卿が導入した、いわゆる封建遺制のひとつである。一方、自由土地保有者は、売却・貸出・譲渡・贈与可能な単純不動産権（fee simple）にもとづく土地所有の形態である。マナおよび自由土地保有の語は、1632年、ボルティモア卿がメリーランド植民地創設にあたり、最初の入植者を募集するために提示したいわゆる「入植の条件（Conditions of Plantation）」において、早くも確認できる<sup>(16)</sup>。この「入植の条件」を原文をもとに整理し、まとめたのが表5である。I（ローマ数字の表記は原文のママ）がマナ、II～Vが自由土地保有に関する条項で、それぞれ移住の条件に応じて、人頭税、免役地代が設定される仕組みになっている。この最初期の「入植の条件」は、隣のヴァージニアの先例を参照にしつつ作成されたと考えられるが、入植者を急いで集める必要から、かなり寛大なものとなっており、のちに何度も改訂され、条件は悪化した。たとえば人頭税は、当初の一人当たり100エーカーに対し、

表5 ボルティモア卿の提示したメリーランド植民地「入植の条件」

	移住の条件	人頭権	免役地代
I	・本人もしくは代理人 ・5人以上の奉公人(16歳-50歳)を伴う ・奉公人1人当り約20ポンドを支出	・奉公人5人当り1000エーカーの良質の土地をマナとして付与 ・マナに付随する特権	・マナ当り年間20シリング(生産物) ・[公共奉仕]
II	・本人もしくは4人以下の奉公人(16歳-50歳) ・奉公人1人当り約20ポンドを支出	・本人および奉公人一人当り100エーカーの良質の土地をフリーホールドとして付与	・100エーカー当り年間2シリング(生産物)
III	・既婚男性 ・妻子を伴う	・本人および妻の分として各100エーカー子供(16歳未満)一人当り50エーカーをフリーホールドとして付与	・50エーカー当り年間12ペンス(生産物)
IV	・女性 ・子供(6歳未満)を伴ってもよい	・本人に100エーカー, 子供一人当り50エーカーをフリーホールドとして付与	・同上
V	・女性 ・女性奉公人(14歳未満)を伴う	・本人に100エーカー, 女性奉公人一人当り50エーカーをフリーホールドとして付与	・同上

*A Relation of Maryland (1635), chap. IV より作成*

1648年に40エーカー、1651年に50エーカーと改訂され、1683年には廃止された<sup>(17)</sup>。代わって、土地獲得の際に逆に一定額の支払いを求める「保証金 (caution money)」制度が導入されたが<sup>(18)</sup>、保証金は最初100エーカー当り200（重量）ポンドのタバコ（16シリング相当）で、ベンシルヴァニアとの境界地帯——ウィリアム・ベンとの係争地——では半額とされた。これはいわゆる土地購入時の地価ではなく、人頭権の場合と同様に、所有者の確定していない未開地——むろん白人にとって——の権利を得るために代金と位置付けられる。その後何度も値上げされ、1738年には最高値の100エーカー当り5ポンド（スターリング）に達した。しかし、この制度の導入の時期と、年季契約奉公人の流入が減少傾向に転じた時期とがほぼ重なっており、両者に因果関係がなかったとしても、このシステムが有効に機能し得たとは考えにくい。保証金を支払ってボルティモア卿から未開地を入手するよりも、早々に形成された土地市場を通じて、すでにある程度拓かれた土地を購入する方が、はるかに現実的な選択であったといえる。一方、いま一つの条件、免役地代について「入植の条件」を見てみると、Iのマナでは年間2シリング相当の生産物とされているが、人頭権の項にマナの面積は1000エーカーとあるので、100エーカー当りだと2シリングとなる。またIIIの自由土地保有では50エーカー当り12ペンス、

すなわち1シリングとされているが、これも100エーカー当りだと2シリングとなる。したがってI～Vいずれも、免役地代ではすべて同額が設定されていることに留意したい。また、広く南部植民地全体を見渡した場合、以上述べた事実も含めて、共通した土地慣習のパタンとして、次の10点が指摘できる。(1)入植場所の選択の自由、(2)初期の入植者に対する特典、(3)投資と奉仕に対する土地付与、(4)自給用の土地の一時割当て、(5)都市部における農地の一部割当て、(6)河岸部の割当て制限、(7)定住・入植の要求、(8)多様な規模の土地付与の混在、(9)免役地代の要求、(10)土地付与における政府機関の介在、である<sup>(19)</sup>。

さて、メリーランドにおけるマナをその実態に即して見るならば、ボルティモア卿は自らおよそ30箇所ものマナ (proprietary manor) を所有していたが<sup>(20)</sup>、近親・友人などにも初期の大パテントとして多くのマナ——卿のマナと区別する意味で、プライベート・マナ (private manor) と呼ばれる——を分け与えており、彼らがマナ領主として植民初期に権勢をふるった。彼らは自由民の1割程度にすぎなかったが、不動産の83パーセント、動産の63パーセントを牛耳っていたのである<sup>(21)</sup>。マナの多くは、初期に入植が進んだ低地帯南部に設置されている<sup>(22)</sup>。マナ領主は直営地 (demesne) を持ち、マナ裁判所 (manor court) を開催したが、マナの土地をフリーホールドとして購入した自由土地保有者に対しても忠誠の誓いを求め、マナ地代 (manorial rent) を徴収し、土地譲渡に際して科料を課した<sup>(23)</sup>。マナ内の借地人——理論上、マナのコピーホールダー (copyholder) と定義された——には、臣下の誓いを求め、又貸しを禁止した。野生の豚を屠殺した場合、半分を受け取る権利なども保持している。借地料は最初期には非常に高額であったが、まもなく100エーカー当り10シリングにまで引き下げられた。ただしこれは、借地の期間中、借地人が果樹を植えたり家を建てたりして土地を改良する、いわゆる “developmental lease” を考慮しての額とされた<sup>(24)</sup>。一方、自由土地保有者も支払いの義務を課せられたマナ地代は、100エーカー当りトウモロコシ年間1バレルないし10シリングなどと定められたが、これはプライベート・マナ以外の土地に入植した自由土地保有者が、「入植の条件」にあるように、免役地代の支払いを求められたことと対応している。すなわち、自由土地保有者といえども、マナ領主のもとではマナ地代、メリーランド領主のもとでは免役地代を要求されたのであり、両者を同時に課されることはなかった。ただしプライベート・マナの領主も、ボルティモア卿に免役地代を支払わなければならなかつたことはすでに見たとおりである。免役地代は最初の「入植の条件」に代えて、50エーカー当り年間10（重量）ポンドの良質の小麦とされた時期もあったが、それでもマナ地代よりは若干軽かった<sup>(25)</sup>。しかし地代が効率的に徴収されなかつたため、実際の違いはほとんどなく、しかもそもそも新世界の現実にそぐわない封建遺制はすぐに有名無実化した。すでに1639年、マナ領主の不在化を危惧したメリーランド植民地議会は、マナに長期のリースを導入するよう勧告を出しているが、1683年からは、法律の上でも新規のプライベート・マナの付与を停止した（これ以後の大土地の付与で、慣例的にマナと呼ばれるケースもある）<sup>(26)</sup>。17世紀末以降、ほとんどの自由土地保有者

はマナ領主に地代を支払わなくなり、マナ裁判所でも領主としばしば対立した。忠誠の誓いを拒否し、罰金を科された例もある。やがて郡役所の機能が充実してくると、マナ裁判所はその単なる付属物と化すことになる<sup>(27)</sup>。「入植の条件」I の免役地代の項にあるように、マナ領主にはそもそも「公共奉仕」が義務づけられていた<sup>(28)</sup>。つまりボルティモア卿が最初に描いたメリーランド植民地のデザインによれば、マナ領主という、封建制を基盤とした個人に対して、その土地に入植した人々の扱いや土地の開発など、いわゆる公共部門に属する様々な事柄を全面的に委託する仕組みになっていた。ニューイングランドでは宗教的権威や家族単位・共同体単位での入植、低死亡率等によって、植民地創設当初から共同体秩序が存在し、これが公共性を保証していたが、メリーランドではカトリック的秩序は少数派ゆえ一般性を持ちえず、また個人単位の入植のため、いわば無から共同体秩序を創り上げる必要があった。ボルティモア卿はその基礎を封建制に求め、あたかも封建領主が領民を保護するがごとき関係をマナ領主と入植者に期待することによって、きわめて人為的に共同体秩序——少なくとも社会秩序——の創造を試みたといえる。しかしこのように個人に対して一地域の公共サービスをまかせる、つまり個人の力によって地域の公共部門を創り上げようとする試みは、結局は水泡に帰し、私的なマナ裁判所は、より公共性の強い郡役所に取って代られたのである。ともあれこのようにメリーランドにおいて封建的特権を享受し、土地所有形態上、他のジェントリと異なる初期の階層を構成していたマナ領主は、しだいにその特質を失い、経済的意味においては他のジェントリ、すなわち自由土地保有者となんら変わることのない——不動産の大小という、経済的指標によってのみ区分される——階層となった。土地所有形態上の「封建的」区分は意味を失ったのである。さらに経済的にも、初期のマナ領主は借地人からの借地料の徴収も思うに任せず、貸借よりも買取を勧める例もでてきた。表3のセントクレメンツ・マナにおける借地人の減少、自由土地保有者の増加の背景には、このような「旧領主」の意向も指摘することができよう。ボルティモア卿の持つ proprietary manor も、1766年にはすべて売りに出され、5年以内に半数弱が買取られた<sup>(29)</sup>。

さて以上、土地所有形態との対応関係に留意しつつ、自由民の階層構成について見てきたが、ここで再び図1のモデルに回帰し、不自由民も視野に入れて、実際に各階層がどのような割合を占めていたのか確認してみたい。類似の数値は、表2で自由民についてのみ、しかも成人男性だけのデータにもとづいて得られているが、これは不自由民を捨象した後の割合にすぎず、しかも自由民たる世帯形成者の家族や女性すら含まれていない。これらをすべて含み、さらに不自由民をも組み込んだ全体の中での各階層の割合は算出可能なのだろうか。グレゴリー・キングやウィリアム・ペティのいないメリーランド植民地において整合的なデータソースは望むべくもないが、不十分ながらもある程度の概算は可能である。表6は著者による試みの一端であり、制約はあまりに多いが、大まかなイメージを得ることはできよう。黒人奴隸の割合が大幅に伸び、奉公人の割合が縮小している様子が確認できる。本稿で提示したモデルが単なる理

論上の操作概念ではなく、全体として数量的実証に耐え得るものであることを示す一例といえよう。

表6 メリーランド植民地の人口構成(%)

階層区分	植民地の全人口(1704年)	タルボット郡の課税人口(1733年) <sup>c</sup>
ジェントリ		8 <sup>d</sup>
プランター・商人・職人	64 <sup>a</sup>	20 <sup>e</sup>
借地農		6
住込み人	20 <sup>b</sup>	29 <sup>f</sup>
奉公人		6
黒人奴隸	16	32

a : 16歳以上の女性奉公人を含む

b : 16歳以上の女性奉公人を除き、住込み人・奉公人以外の16歳以上の未婚男性を含む(チャールズ郡のみを対象とした奉公人の割合の推計値は12%)

c : 課税人口は、16歳以上の白人男性と、16歳以上の黒人奴隸(男女)のみから構成される(したがって以下の数値には、これ以外の人口はカウントされていない)

d : 奴隸を所有する大プランター・大商人

e : 非奴隸所有者

f : 土地所有者の息子を含む

L. S. Walsh, "Servitude and Opportunity in Charles County, Maryland, 1658-1705," in *Law, Society, and Politics in Early Maryland*, ed. A. C. Land, L. G. Carr & E. C. Papenfuse (Baltimore, 1977), 128, 129; id., "Charles County, Maryland, 1658-1705: A Study of Chesapeake Social and Political Structure" (Ph. D. diss., Michigan State Univ., 1977), 479, 480; P. G. E. Clemens, "Economy and Society on Maryland's Eastern Shore, 1689-1733," in *Law, Society, and Politics*, ed. Land, Carr & Papenfuse, 165; R. R. Menard, "Five Maryland Censuses, 1700 to 1712: A Note on the Quality of the Quantities," *WMQ*, 3d Ser., 37 (1980): 619-622 より計算作成。

## 註

(1) 本稿の各章は独立性が強く、本来ならば2編とすべきものであるが、あえて分けずに1編の論文

- とした。とりわけ第Ⅱ章は、南部植民地の生活水準（衣食住）に関する論考のうち、十分に論じ切れなかった「衣」についての再訪となる。
- (2) Jackson T. Main, "The Structure of Society: The British Colonies," in *Encyclopedia of the North American Colonies*, vol.2, ed. Jacob E. Cooke et al. (New York, 1993), 357-368 など。
  - (3) Jack P. Greene, *Pursuits of Happiness: The Social Development of Early Modern British Colonies and the Formation of American Culture* (Chapel Hill, 1988), 186-194.
  - (4) グリーンよれば、女性と子供は本来最大の「従属階層」であるが、その所属する男性戸主の階層に分類される。
  - (5) 拙稿「メリーランド植民地社会の展開——労働力転換を軸として——」(『西洋史学』143号, 1986)などを参照。
  - (6) Lois G. Carr, Russell R. Menard & Lorena S. Walsh, *Robert Cole's World: Agriculture & Society in Early Maryland* (Chapel Hill, 1991), 21-24 などによる。
  - (7) たとえば1642年のセントメリーズ郡では、Esquire, Gentleman, Doctor, Merchantなどの例が確認できる (R. R. Menard, "Economy and Society in Early Colonial Maryland" (Ph. D. diss., University of Iowa, 1975), 80)。
  - (8) Carr, Menard & Walsh, *Robert Cole's World*, 24, 25 などによる。ここでは「プランター」の語を「入植者」という本来の意味で用いているため、特に18世紀のいわゆる小農民 (small farmer) も小プランターとして分類している。なお、17世紀の南部は圧倒的に農業社会で、都市も未発達だったため、商人や職人の比重は小さく、より利益が上がると考えられたタバコ栽培へ転ずるインセンティヴが非常に強かった。だが18世紀に入ると、依然として都市の発達は他地域と比べて遅れてはいたものの、これらの職種の重要性は増した。職人についての詳細な研究は、Jean B. Russo, "Free Workers in a Plantation Economy: Talbot County, Maryland, 1690-1759" (Ph.D.diss., Johns Hopkins University, 1983). ただし大プランテーションでは、自給化の進展で、これらの機能を包含するようになったことにも留意しなければならない (拙稿「タバコ植民地経済の展開——独立革命への経済的提——」(『史林』第70巻・第5号, 1987年) 72-74頁)。
  - (9) Carr, Menard & Walsh, *Robert Cole's World*, 25; Gregory A. Stiverson, *Poverty in a Land of Plenty: Tenancy in Eighteenth-Century Maryland* (Baltimore, 1977) などによる。なお、戸主に占める借地農の割合の時系列データは、拙稿「タバコ植民地における白人家族——家族史と人口史によるアプローチ——」(『待兼山論叢』22号, 1988), 33頁を参照。
  - (10) 1767-68年、メリーランド植民地の6カ所のマナでは、借地農307名のうち自由土地保有者115名、不在者88名であった (Stiverson, *Poverty in a Land of Plenty*, 39)。
  - (11) Carr, Menard & Walsh, *Robert Cole's World*, 25-28, 134; L. G. Carr & R. R. Menard, "Immigration and Opportunity: The Freedman in Early Colonial Maryland," in *The Chesapeake in the Seventeenth Century: Essays on Anglo-American Society*, ed. Thad W. Tate & David L. Ammerman (Chapel Hill, 1979) などによる。後者の文献は住込み人に関する最初の本格的な論考で、その包括的な分析は現在もなお他の追随を許していない。
  - (12) Carr, Menard & Walsh, *Robert Cole's World*, 279.
  - (13) *Ibid.*, 27, 28, 128.
  - (14) *Ibid.*, 26.
  - (15) 住込みを続けるより、世帯を持った方が経済的に有利な理由として、住込み人は貯蓄がしにくく、財産形成が困難だった点などが指摘されている (Carr & Menard, "Immigration and Opportunity," 219-227)。
  - (16) *A Relation of Maryland* (1635), in *Narratives of Early Maryland, 1633-1684*, ed. Clayton C. Hall

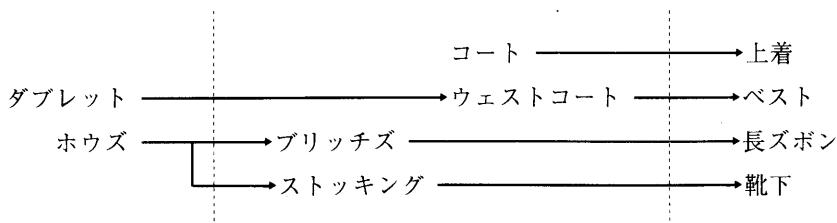
- (1910; reprint, New York, 1967), 91, 92.
- (17) Edward T. Price, *Dividing the Land: Early American Beginnings of Our Private Property Mosaic* (Chicago, 1995), 107, 108. 人頭権による土地付与の面積が大きいと、土地が十分に行き渡らず、また居住地域も分散してしまう恐れがあることから、面積が縮小された。なお人頭権は、奉公人等を連れてきた者に対してだけでなく、年季の明けた奉公人に対しても与えられたが、1646年以前のメリーランドでは、奉公人の解放時に“freedom right”として、主人がこの土地を与えるきまりになっていた。
- (18) 保証金制度に関しては、*Ibid.*, 110; Aubrey C. Land, *Colonial Maryland: A History* (New York, 1981), 39.
- (19) Price, *Dividing the Land*, 97.
- (20) 卿は地価上昇による利潤を期待して、人頭権として付与するための土地などを留保して自らのマナをつくり上げた。1665年には各郡に2箇所、各600エーカーのマナの設置を計画したが、必ずしも計画どおりにはいかなかった (*Ibid.*, 133-135)。
- (21) Land, *Colonial Maryland*, 30.
- (22) 詳しい位置と規模については、Price, *Dividing the Land*, 134.
- (23) メリーランド植民地セントクレメンツ・マナ(初代領主トマス・ジェラード、2代目領主ジャステイニアン・ジェラード)の例については、その歴史的動向を含めて、Carr, Menard & Walsh, *Robert Cole's World*, 119-137. このマナの裁判所の議事録は、*Archives of Maryland LIII [Proceedings of the County Court of Charles County, 1658-1666 and Manor Court of St. Clement's Manor, 1659-1672, (6)]* (Baltimore, 1936), 627-637. に収録されており、フリーホールダーやリースホールダー、レジアントに相当する人々の名前が確認できる。なお、先住民の首長に対してもマナの付与が試みられたが、うまく機能しなかった (Price, *Dividing the Land*, 114)。
- (24) *Ibid.*, 114, 135, 136. 最初期には借地に対する抑制措置として、入植時に借地人から4ポンドを徴収することが定められていた。
- (25) Land, *Colonial Maryland*, 39.
- (26) Price, *Dividing the Land*, 115, 133.
- (27) Carr, Menard & Walsh, *Robert Cole's World*, 130, 131.
- (28) “... and such other services as shall be generally agreed upon for publike uses, and the common good.” とある (*A Relation of Maryland*, 91)。
- (29) Price, *Dividing the Land*, 136. 卿のマナの総面積は12万エーカーにも上った。売りに出された土地を直ちに購入できた借地人は少なかつたが、3世代の長期リースが適用されたため、土地を離れた者も少なかつた。

## II 南部植民地における衣服

前章で考察した社会階層は、はたして日常の生活レベルにおいて、どのような意味を持っていたのだろうか。ここで定義された社会階層の内容からは、必ずしも階層間で生活水準・消費水準に大きな違いがあったのかどうか、直接には知り得ないからである。たしかに政治・社会・経済（生産手段）の指標にもとづく階層差は明確に指摘されるものの、別稿で論じたように、17世紀には日常の生活レベル・消費レベルでの格差は、世帯を形成している自由民、特にジェントリとヨーマンプランターのあいだでは小さく、ようやく18世紀半ばの「消費革命」によって、もっぱら消費水準にもとづく経済的な階層差が生じた<sup>(1)</sup>。前章での指標に即して言えば、「消費革命」によって、消費活動を包含する「(3)経済上の位置(a)動産の多少」が事後的な指標ではなく、むしろ「(b)不動産の有無・多少」に匹敵する重要なメルクマールとなったのである。これは今日の我々からすれば、きわめて馴染み深い社会階層の捉え方である。すなわち「消費革命」によって、社会階層の意味自体が変化し、今日につながる「マイ・フェア・レディ」型社会——生まれではなく生活様式こそが人のステータスを決める社会——が成立したのだといえよう<sup>(2)</sup>。生活様式・消費水準は広い意味での衣食住であるが、本稿では、別稿で紙幅の都合から十分に論じ切れなかった南部植民地の「衣」について再訪したい。

そもそも「西洋」の衣服の歴史に関する研究は、わが国でもかなりの蓄積があるが、専門性がきわめて強く、必ずしも他の分野の歴史研究と問題関心を共有しているとは言いがたい。しかし近年は社会史の枠組みのなかで、消費活動のひとつとして「衣」を位置づける試みが多くなされている<sup>(3)</sup>。それは人々の「衣」のあり方を、当時の社会との関わりにおいて分析することに他ならない。およそ社会史上的事象を考察する場合、時代差・地域差・階層差——男女差は大前提なのであえてあげない——は留意しなければならない重要なポイントであるが、これは衣服についても当然あてはまる。ただし地域差についていえば、世界的にはむろんその差は大きいものの、ヨーロッパ文化圏に話を限定するならば、相違点よりもむしろ類似点の方が多く目に付く<sup>(4)</sup>。とりわけイギリス本国とアメリカ植民地における衣服の差異、および植民地内での衣服の差異は、気候条件に応じたヴァリエーションなどを除いて、相対的に小さかったともいえる。これに対して階層による差異は、衣服が社会的機能——生理的機能だけでなく——を帯びていることからも推察されるように、衣服と社会との関係を論じる際、重要な視点となりうる。とりあえずここで確認しておかねばならないことは、いわゆる上流階層（ジェントリ、プランター層）は購買力が大きく、街示的消費意欲も強かったため、彼らの服装は流行の影響を非常に強く受け、時代差を最も敏感に反映したという点である。当然、中・下層の人々も、上流階層とまったく異なる衣服の体系を持っていたわけではなく、少なくともその影響下にあったといえる。したがって、まず上流階層の服装を中心に、その実態・変遷——時代差——を概観し、次いで地域差、階層差について論じてゆくことにしたい。

17・18世紀の服装は、その前後の世紀、特に19世紀と比較すると、ある程度まとまった特徴が指摘できる。まず男性の服装からみてみよう<sup>(5)</sup>。細部のデザインを捨象し、基本構成に着目するならば、当時は男性の服装の方が、女性と比べてはるかに大きな変化を経験したことがわかる。特に17世紀の80年代頃までは激しく変化し、これ以降、18世紀末まで比較的安定したモードが続いた。17世紀前半について見てみると、とりわけ30年代に大きな変化が生じ、上着は以前と同様にダブレット (doublet) が着用されたが、半ズボンは膨らんだトランクホウズ (trunk hose) ——16世紀にタイツ型 (ワンピース) のホウズはストッキングと分離し、ツーピース化していた——から、ゆったりとしたブリッヂズ (breeches, britches) に替わった<sup>(6)</sup>。ひだ襟 (ruff) は廃れて、垂れ襟 (falling band) が一般的となり、バケツ型ブーツ (bucket boots) も流行した。王政復古以降はさらに華美な服装がはやり、ペティコートブリッヂズ (petticoat breeches) と呼ばれる幅の非常に広い半ズボンがはかれることもあったが、80年代に至ると服装のデザインは次第に収束し、いわゆる3つぞろいの原型、コート (coat) ・ウェストコート (waistcoat) ・ブリッヂズが完成する。またこの頃すでに、かつらの着用が広まっており、ひげはきれいに剃られるようになった。基本的にはこのモードが18世紀に受け継がれてゆくが、時が経つにつれ、コートはよりスリムに、ウェストコートはより短く、ブリッヂズはよりタイトに、かつらはより短く、軽やかに変化した。いわゆるロココ調のスタイルである。かつらには小麦粉などの粉が振りかけられたが、18世紀も半ばを過ぎると、カールさせた髪に粉を振りかけ、かつらのように仕上げる例も普通に見られるようになった。ジョージ・ワシントンもこのような髪型をしていたとされる<sup>(7)</sup>。当時の服装の色使いは非常に華やかで、高価なコートやウェストコートには、しばしば絹の刺繡もほどこされた。なお、コートにはもともと襟がなく、ややインフォーマルな場で着用されたフロックコート (frock coat) に折り返された襟がついていたが、18世紀も終盤に近づくにつれ、公式の場でもこのような襟が見られるようになる。19世紀に入ると、コートが背広の上着となり、ウェストコートがベストとなり、半ズボンはすそが長くなって長ズボン (trousers) となった。同時にカラフルな色彩は消え、地味な色使いが一般的となる。以上見てきた変化を、3つぞろいの生成に注目しながら図式化すると、次のようになる。



点線の内側が、本稿が対象としている時代ということになる。ともあれこれらは、いわば目に見える部分の装いであるが、目に見えない部分、すなわち下着についてはどのようなものが着

用されたのであろうか<sup>(8)</sup>。実はこのように「目に見えない」という表現を用いること自体、誤解を生みやすい。当時の男性は、上半身に襟つきのゆったりとしたシャツ(shirt)を着ていたが、これは下着や寝間着であると同時に、人目に触れることも多く、上着としても機能していたのである。今日のアンダーシャツとワイシャツの機能を合わせ持っていたともいえる。材質は一般的には亜麻で、のちには綿も用いられるようになる。17・18世紀には、全身入浴の習慣が完全に失われていた——水が毛穴から浸透し、身体を害すると考えられた——ため、真っ白なシャツは、清潔さを表現する最良の手段とされた<sup>(9)</sup>。さらに着替えのシャツを多く所有することで、財力を示すこともできた<sup>(10)</sup>。高価なシャツの袖口や襟元には、麻やレースのひだ飾り(ruffle)があしらわれ、コートやウェストコートを着用した場合でも、このひだ飾りがコートの袖口やウェストコートの胸元からたっぷりと溢れだして、清潔感を強調した。一方、下半身に着用する下着については、史料上の制約もあって、必ずしもはっきりとわかっていない。麻や綿のズボン下がはかれる場合もあったようだが、その形態については定かでない。最も身近な衣料が、逆に最も謎に包まれているというのも、興味深いことではある。

さて次に、女性の服装についてみてみよう<sup>(11)</sup>。先にも少し触れたように、この時期、男性と比べて女性の服装の基本構成には大きな変化はみられない。もちろん、流行に応じて細部に変化は生じているものの、基本的にはこの構成が19世紀にまで——初頭の一時期を除いて——及んでいる。ではその内容はどのようなものであったのか、順番に確認してゆきたい。まず一番下には男性のシャツに相当するシフト(shift)が着用されたが、機能的にはシャツに準じているものの、形態は若干異なり、シャツにあったような襟ではなく、袖も二の腕を覆う程度の長さしかない。このようなデザインは、さらに上に着る衣服に合わせたものといえる。なお、当時はこのシフト以外、下着は着用されていない。シフトは膝くらいまでの長さがあったが、この上にはかれたのがスカート状のアンダーペティコート(underpetticoat)で、単にペティコート(petticoat)とも呼ばれる。さらに腰のあたりにポケット(pocket)——細い口の開いた袋——を結び付ける場合もあった。これは上に着る衣服にポケット機能がなかったためである。上半身のシフトの上からは、鯨のヒゲなどで作ったコルセット(boned stays)が着用されたが、これによって、きっちりと締め付けられた胴部、いわゆる“fitted bodice”が強調された。このように胴部を締め付ける格好こそが、少なくともフォーマルな場では、マナーにのっとった「正しい」装いと見なされたのである<sup>(12)</sup>。さらにウエストの部分には、張り輪(hoop)を締め、固定する。これは一種の補助用具で、基本的には円形をしており、やはり鯨のヒゲなどで作られた。この上からペティコートをはくと、張り輪の形に沿って膨らみ、当時の理想的なシルエットを作り出すしくみになっていた。このペティコートは外からも見えたため、布地・デザインとも、アンダーペティコートよりも見栄えのよいものが用いられた。最後にガウン(gown)を着用して完成となる。ガウンは今日のドレスに相当するが、デザインによっては、開いた胸の部分に胸飾り(stomacker)がつけられた。スカートの部分の前方は開いており、

ここからペティコートが見えるようになっていた。袖は肘までの長さしかなく、袖口から華やかなレースのフリルなどが垂れ下った。胸元は大きくえぐられたようなデザイン(wide neckline)で、19世紀の禁欲的なモードとは一線を画している。なお女性の髪型は1760年代まで比較的シンプルで、大きな髪型が流行するのはこれ以降である。黒い絹のつけぼくろ(face patches)なども、化粧の一環としておこなわれた。

以上、上流階層の服装を中心見てきたが、このような装いが、当時のマナーの体系に裏打ちされていた事実に再度留意する必要があろう<sup>(13)</sup>。女性のコルセットはその典型であるが、男性の場合でも、たとえばコートやウェストコートのアームホールは、やや後方の低い位置に作られており、肩をいくぶん後ろに下げ気味にして胸と腹を突き出すという、当時のマナーに即した姿勢が自然に身につくようになっていた。横から見た場合、顎をやや上げ、肩から背中、腰にかけて、緩やかなS字カーヴを描くような直立の姿勢が求められたのである。特に18世紀半ば以降、ウェストコートのボタンをきっちりと留めるようになると、コルセットに準ずる機能はさらに強化された。コートの袖も、今日とは異なり、まっすぐではなく肘から軽く曲げた形に作られていたが、これも男女を問わず美しい腕のポジションとされていたためである。さらにブリッヂズも、腰を軸に上半身を曲げる「正しい」礼の仕方に対応するようにデザインされた。スミソニアン協会の研究によれば、このようなマナーが服装の型を通して身体に強要された結果、当時の人々の体型が、今日のアメリカ人とかなり異なっていた事実も明らかにされている。

さて次に、服装の地域差についてみてみよう。植民地の気候条件の差に対応して、地域ごとに若干のヴァリエーションが認められることはすでに指摘したが、夏蒸し暑い南部と冬の厳しいニューイングランドとで、微妙な違いが生じるのは当然といえる。また、特に上流階層は、様々な服装の選択肢が——とりわけ消費革命が進行すると——可能となつたため、地域ごとのヴァリエーションが生じやすかったとの説もある<sup>(14)</sup>。ともあれ、この服装の地域差は、服装の材質(素材)と形態(デザイン)の双方から考えることができる。たとえば南部では、男性は比較的インフォーマルな場で、コートに代わってしばしばバニヤン(banyan)——ゆったりとしたガウン——を羽織っていたとされる<sup>(15)</sup>。コートなどの材質も、夏場は暑苦しい毛織物ではなく、亜麻や綿などが用いられ、裏地のないものも着用された。これに対してニューイングランドの冬には、オーバーコート(overcoat)やマント(mantle)は必需品であり、エプロン(apron)も、南部よりはニューイングランドの女性たちのあいだで多くみられた<sup>(16)</sup>。エプロンは本来、子供の世話をする時などに、下の服を保護する目的で着用された一種の作業着であったが、18世紀にはレースの縁飾りの付いたものなども作られ、ファッショングの一部に組み込まれた。気候だけでなく気質による違いも存在し、特に南部の女性は、ヴェルヴェットなどの上質の素材や、衣服の飾りもの、金銀・真珠などの宝石類を好んだとされる<sup>(17)</sup>。

さらに衣服の材質に着目するならば、すでに別稿で、チェサピークで最も人気の高かった素

材としてブルーリネンを指摘したが、このような織物の種類は当時数多くあり、大きくは毛織物、亜麻織物、綿織物、絹織物の4種類に分類されるものの、交織りも存在し、非常に複雑な様相を呈している。当時は亜麻織物を意味したが、現在は綿製品であるなど、当時と今日とで意味が変わってしまっている場合もあり、また、当時の史料には頻繁に顔を出すが、今日ではほとんど聞かれないような名称の織物もある。そこで特に17世紀を中心に、衣服の素材として当時よく用いられた織物について、特徴を簡単にまとめたのが表7である。良質か粗質か、は

表7 各種の織物とその特徴

織物の種類	良質	粗質	特徴
<毛織物> 広幅織 タミー セイ シャグクロス サージ カージー フリーズ ペニストン 「コットン」	x x x x x x x x		並幅の2倍。男性用衣服に使用。縮絨、起毛などがほどこされる。 軽いウステッド。平織りで光沢あり。 綾織りの新毛織物。サージに似る。 通常、ウステッド。綿の場合もある。片面に長いけばがある。 広幅織より軽く、幅も狭い。カージーよりも上質とされる。耐久性にすぐれ、横糸ウツルン、縦糸ウステッドの綾織り。 綾織りの並幅。縮絨がほどこされる。 けばのあるウツルン。 起毛があり、しばしば未染色。服地や裏地に用いる。 17世紀は長いけばのあるウツルンの意で、柔らかい手触り。
<亜麻織物> ホランド ダイアパー ブルーリネン ロックラム キャンヴァス オスナブルク	x		亜麻と綿の交織りの場合もある。菱形などの小さな連続模様を全面に織り込んでいる。 チエサピーク植民地で広く用いられた。 様々な質のものがある。ブルターニュのロクロナンで最初に作られた。
<綿織物> ファスチアン	x		亜麻と綿の交織りの場合もある。またこの時期には、けばのある毛織物をさす場合もある。交織りのものは17世紀初頭にイギリスのランカシア州で作られた。
<絹織物> タフタ	x		綿と綿の交織りの場合もある。軽くて薄い平織りで、光沢がある。

Carr, Menard & Walsh, *Robert Cole's World*, 328-334; P. Trautman, "Dress in Seventeenth-Century Cambridge, Massachusetts: An Inventory-Based Reconstruction," in *Early American Probate Inventories*, ed. P. Benes (Boston, 1989), Appendix A より作成

つきりと分類できるものについてはその属性も示した。18世紀にはさらに多様な綿織物が導入されている<sup>(18)</sup>。このような衣服の素材に関して、地域差はどのように反映されたのであろうか。分析のアプローチとして、とりあえず2通り考えることができよう。(1)当時の衣服の史料で、どの織物が頻繁に触れられているか比較する、(2)同じ織物で、地域による価格差が見出せるかどうか検討する、の2点である。(1)によって、その地域でよく用いられた素材が確認され、(2)によって、同じ名称の素材でも、地域ごとの位置付け・意味付けに差があったのかどうか、価格というシグナルに投影されたかたちで把握される。用いる史料としては、財産目録が最適であろう。当時、新しい衣服をつくる場合——古着も重要な意味を持っていたが、ここでは捨象する——、素材となる織物を入手してから仕立屋（原則として男子服は tailor, 女性服は dressmaker）に依頼したが、そのため財産目録には、このようにして作らせた服と並んで、しばしば服に作らせる前の生地も記載されている<sup>(19)</sup>。前者、すなわちオーダーメイドの服の評価額が、いわば「生地代+仕立代-減価分」を意味しているのに対し、後者は純粋に織物の価格を示している。さらに別稿で触れたロバート・コールの（正確にはコール・プランテーションの遺言執行人 L・ガーディナーの）会計帳簿には、生地と仕立代（“taylor worke”）が別々に明記されており、一層わかりやすい<sup>(20)</sup>。このコール・プランテーションの史料を用いて、1662年から1665年の4年間分について、生地のデータのみをすべて収集してまとめたのが表8である<sup>(21)</sup>。サンプル数が複数の場合、平均値を使用した。また、史料の数値がタバコの重量

表8 コール・プランテーションにおける  
織物の平均価格(1ヤード当り)

織物の種類		ペンス(スターリング)	サンプル数
毛織物	カージー	87	1
	サージ	51	1
	ペニストン	38	1
	タミー	27	1
	「コットン」	24	4
亞麻綿織物	ホランド	30	2
	リネン	18	1
	ブルーリネン	14	4
	ロックラム	14	1
	キャンヴァス	18	6
	オスナブルク	16	1

1エル=1.25ヤードで換算

ポンドで表示されているため、他地域との比較が可能なよう、タバコの農場価格を用いてペンス・スターリングに変換した<sup>(22)</sup>。これらの生地はコール一家だけでなく、同居する年季契約奉公人のものも含んでいるため、階層差を憂慮する必要はない。つまり、ヨーマンプランターから奉公人層まで、17世紀後半のチェサピークにおいて用いられた衣服の素材が網羅されているといってよい。これに対して、ニューイングランドや本国の状況はどうだったのか。C・シャマスがマサチューセッツと本国の財産目録から集めたデータをまとめたのが表9である。この表は不連続ながら時系列変化も示しているが、ここでは表8との比較のため、マサチューセッツでは1660-73年、本国イギリスでは1660-99年のデータに着目したい。マサチューセッツと表8のメリーランドを比較してみると、共通した素材は毛織物でカージー、サージ、

ペニストンの3点、亜麻・綿織物でリネン、オスナブルクの2点、計5点である。したがってこれ以外の織物は、それぞれの地域にある程度特徴的な素材と考えることも可能である。ただし表9は素材をすべて網羅しているとは断定できかねるため、精度の高い比較となり得ない憾

表9 財産目録にみる織物の平均価格(1ヤード当り、単位:d)

織物の種類		イギリス			マサチューセッツ	
		1600-59年	1660-99年	1700-39年	1660-73年	1774年
毛織物	広幅織	72	56	54	133	109
	カージー	41	21	25	58	27
	フリーズ	15	22	21		
	サージ	24	24	19	55	27
	ベース	34	18	10	45	12
	ペニストン				38	12
	フランネル	11	10	15	28	10
亜麻・綿織物等	良質ホランド	46	41	32		
	リネン	22	11	13	20	14
	ブルーリネン	13	10	10		
	オスナブルク	10	8	8	16	5
	ファスチアン	13	8	10	25	8
	キヤラコ	13	12	24	18	15
	スコットランド産織布	17	13	10		
	植民地産織布				28	8

イギリスの価格は1660-99年を基準にデフレート。マサチューセッツの価格はスターリング表示で1660-9年を基準にデフレート。マサチューセッツのファスチアンは交織りを含まない。

C. Shammas, "Changes in English and Anglo-American Consumption from 1550-1800," in *Consumption and the World of Goods in the Seventeenth and Eighteenth Centuries*, ed. J. Brewer & R. Porter (London, 1993), 192, 194 より作成

みがある。また、特に亜麻・綿織物については衣服以外の用途も考慮に入れなければならぬ<sup>(23)</sup>。ともあれ、共通した5点についてその価格をみてみると、カージーを除いてすべて似ていることがわかる。特にペニストンとオスナブルクは表8と表9で完全に同額である。前述したように、表8の数値がタバコの農場価格による換算を経ているだけに、この2点もの一致は驚異的ですらある。これはもちろん、これら4点の織物が衣服の素材として両地域において

同様に扱われていた——すなわち地域差の小さい素材であった——ことを示唆するが、これらの織物がすべて本国からの——少なくとも本国を経由した——輸入品と推定されるため、このように価格がきわめて近い経済的理由として、(1)両地域が「衣」においても、大西洋貿易を通じて帝国の経済網にしっかりと組込まれていたこと、(2)植民地内の流通環境が良好で、一物一価的状況が現出していたこと、が指摘できる。実際、同時期にロンドン港から北米植民地へ輸出された品目をまとめた表10を見ると、織物や被服関係だけで輸出総額のおよそ3分の2を占めていた状況が確認される。また、前述の4点の織物中3点が、表9において本国価格のほぼ2倍前後の値を示しているという事実は、当時の大西洋貿易における輸送コストの重要性を示唆している。マサチューセッツの1774年の数値と比較すると、その後の輸送コストの低下の影響を見て取ることができよう。なおカージーについては、メリーランドがマサチューセッツの1.5倍の価格を示しているが、サンプル数が少ないので即断はできないものの、おそらく南部でより重視された素材であったと考えることもできる。ともあれ、このように衣服の素材における地域差は、形態上の差異と同じく、すでに概観したような男女の衣服の基本構成には大きな影響を与えていないことが確認されたといえよう。

さて、このように半ば捨象可能な範囲内にあるともいえる地域差に対して、階層差は大きな問題をはらんでいる。そもそも衣服は、単に生理的身体を覆うだけでなく、社会的身体、すなわち社会における自分自身を表現する手段でもあるため、衣服自体が階層差の表象といつても過言ではない。とりわけ南部では、ニューイングランドなどと比べて階層差が大きかったとの指摘もある<sup>(24)</sup>。し

表10 ロンドンから北米植民地への輸出(1686年)

輸出品	£
織物	53,314(53%)
毛織物 <sup>1</sup>	24,583
綿織物 <sup>2</sup>	22,444
絲織物	4,783
亞麻織物	267
服飾小間物	1,014
レース*	215
リボン*	8
被服	12,928(13%)
帽子	5,938
靴	5,158
手袋	909
皮革加工品	873
かづら	37
ストッキング	10
キャップ	3
家財道具・製品	9,655(10%)
織類	3,293
火薬	1,677
鞍	996
眼鏡	888
書籍	822
室内装飾品	458
椅子	236
石炭	209
馬具・馬勒	192
兼種	162
糊	149
パイプ	137
陶器	91
窓ガラス	89
石鹼	85
燐燐	81
ろくろ製品	70
時計	13
籠	3
皮革	2
ゴルク	2
食料品	1,500(1%)
ビスケット	631
チーズ	441
ビール	320
バター	71
ホップ	18
小麦粉	6
小麦・挽き割り小麦	6
カラス麦・挽き割りカラス麦	5
ペーコン	1
エンドウ	1
金属・金属製品	10,258(10%)
釘	4,812
鉄	3,157
真鍮・銅	1,229
しろめ	1,026
ブリキ製品*	34
正貨(地金)	975(1%)
8レアル	975
雑	11,914(12%)
バラ荷*	4,792
その他	7,122
計	100,541(100%)

1 : 原毛を含む

2 : 生糸を含む

\* : 市場時価

Nuala Zahedieh, "London and the Colonial Consumer in the Late Seventeenth Century," *EHR* 47 (1994): 251 より作成

かし階層差と一口に言っても、衣服の場合、様々なケースが考えられる。たとえば、(1)身分上の違いを強調するために、特定の階層にのみ許されたもの。これを規定したのがいわゆる奢侈禁止法で、南部でも17世紀に何度も出されているが、早々に実効が消滅した<sup>(25)</sup>。ただし広い意味での服飾、たとえば紋章や家門の色 (family color)、帯刀などはジェントリの家系において存続し、召使の服装としてのお仕着せ——下に向かっての一種の規制——では、縁取り (livery lace) などの特徴が確立した<sup>(26)</sup>。(2)職業上の必要から特別な装いがなされ、これが階層差として表出したもの<sup>(27)</sup>。(3)形態 (デザイン) は同じだが、材質 (素材) において格差がある場合。刺繡の有無なども含まれる。(4)上流階層ではインフォーマルな服装が、下層で常時着用されている場合。モンマス帽 (Monmouth cap) などがこれに相当する。(5)衣服そのものではなく、その着方がマナーにのっとっているかどうかによって階層差が生じる場合、などである。ともあれ、上流階層 (ジェントリ、プランター層) の衣服との違いについて、具体的に見てみよう。

いわゆる中・下層の人々——家族労働に頼り、自らも畠で働く零細なプランターなども含む——は労働に従事する必要から、それぞれの職種に合った動きやすい衣服を一般に身につけていた<sup>(28)</sup>。たとえば男性の職人の場合、コートは着ず、ゆったりとしたシャツにボタンを掛けないウェストコート、そして仕事中は衣服を保護するために革のエプロンを着けた。コートを着る場合でもゆったりとしたものが好まれ、それゆえフロックコート——上流階層ではインフォーマルとみなされた——がしばしば着用された。そもそも当時、腕の自由が利くということは、労働者にとってこそ必要であって、ジェントリには不必要かつ不似合いだと考えられていたのである<sup>(29)</sup>。裾が短く動きやすいジャケット (jacket) も下層の人々に好まれ、水夫などは上にジャケット、下に縞の長ズボン、首には上流階層の用いるクラヴァット (cravat) ではなくハンカチーフを巻いた。長ズボンはレイバラー (賃金労働者) なども着用したが、当時は「長」ズボンとはいっても、せいぜい裾が膝と足首の間に届く程度で、裾を留めることもなかった。今日のキュロットのように裾の広いズボンもあり、また、ブリッヂズの上に長ズボンをはくケースもしばしば見られた。農民は服の上からスマック (smock) ——非常にゆったりとした長いシャツ状の衣服——を着て、首にはハンカチーフ、足には革の脚絆を着けた。畠で作業する時には暑さに対処するため、上はスマックかシャツのみとなった。かつらをつけることは稀で、帽子も三角帽 (tricorn) ではなくモンマス帽などのキャップ (soft cap) をかぶったり、無帽で短い髪を露出して作業した。ただし18世紀後半になると、上流階層と同じように、長くした髪を後ろで束ねたヘアスタイルが普通に見られるようになる。

女性の場合も、労働しなければならない中・下層の人々は、上流階層のように装飾的な服装ではなく、機能的な衣服をまとった<sup>(30)</sup>。ペティコートは、暖炉の火が燃え移ったりつまずいたりしないように、短く、足首までの長さに作られた。当時、調理中に火が服に燃え移って火傷を負ったり、死亡する事故が多かったのである。ペティコートの裾をたくし上げて作業をす

ることもあった。コルセットも動きやすいようにやや大きめのものを着用したり、紐をゆるく結んだりしたが、これに代わって、袖の付いたジャケット (jacket, jumps, waistcoat) を着ることもあった。ジャケットは前を紐で結んだり、ボタンで留めたりしたが、ペティコートと合わせてツーピースの装いを形づくった。またガウンを着用する場合も、レディが着るような華美なものではなく、裾が短くてゆったりとし、袖も長く真っすぐな実用的なもので、ショート・ガウン (short gown) とかベッド・ガウン (bed gown) と呼ばれた。靴も動きやすいローヒールが主に履かれたのである。

次に服の材質 (素材) について見ると、ジェントルマンやレディの衣服に使われた生地は、伝統的に「滑らかさ (smoothness)」が特徴となっている<sup>(31)</sup>。生地の滑らかさが、それをまとめる人物の上品さも意味したのである。絹やヴェルヴェット、チンツなどが特に「滑らかな」生地とされた。これに対して、下層の人々が着用する衣服の生地は「粗さ (roughness, coarseness)」をその特徴としていた。粗質で安価な生地として、オスナブルク、ファスチアン、カージー、サージ、「コットン」、皮革 (ブリッヂズや脚絆を作る)、自家製の亜麻布・綿布などがあげられる。また、生地や衣服の色使いも階層によって異なっている。17世紀末、綿布、特にチンツが上流階層にアピールしたのは、洗濯が容易なことの他、鮮やかな色がプリントできるという特長によるところも大きかった。上流階層の服装の色使いが華やかだったことはすでに指摘したが、鮮やかな色は、いわば高い地位の象徴でもあった。もっとも18世紀には、このような色は必ずしも上品さ (gentility) とは直接関係がなく、植民地のジェントリたちは濃紫色、焦茶色、黄褐色など、むしろ渋めの色を好んだとも言われている<sup>(32)</sup>。しかしこれらの色とて、その色調は豊かで強く、もっぱら身近な植物性染料で染めた下層の人々の衣服の色が、くすんだ茶色や緑色であったのと鋭いコントラストをなしている。男性の靴のヒールも普通は黒色であるのに対し、上等なものは赤色が選ばれた<sup>(33)</sup>。

この他、様々な装飾品においても階層差は強調された<sup>(34)</sup>。上流階層といえども、さすがにプロケード (金襷) の服は多くはなかったが、レースや金銀のバッкл (靴用)・ボタンは好んで用いられ、財力を示した。男女とも冬には毛皮のマフ (muff) を手に持ったが、これは寒さから手を守るためだけでなく、肉体労働から解放されていることの証しでもあった。レディは赤色のキャムレット (camlet) ——絹とラクダの毛からつくった上質で強い織物——のマント (cloak) を着用したが、これも上流のステイタスの証とみなされた。外出時には、ベールのようなマスク (riding mask) をつけることもあった。男性も耳に真珠のピアスなどをし、蛇皮のガーターを着用する者もいた。ともあれ、これらの装飾品は下層の人々にとっては無縁であり、それゆえステイタスの高さを示すシンボルといえるが、装飾品を過度に身に付けることが必ずしも上品ではないとする観念も、次第に生じてきたとされる<sup>(35)</sup>。

さて以上、服装の階層差について述べてきたが、当然ながら、いわゆる下層の人々の服装についても時代による変化——時代差——が存在する。もちろんこれは、前述した上流階層の衣

服の変遷とほぼ軌を一にしているわけだが、ここでは特に奉公人の衣服に着目して、17世紀前半、後半、18世紀前半の3期に分けて具体的に確認してみよう。その際、階層差の大きさ、すなわち階層間の格差の度合いについても注目したい。

表11 『メリーランド報告』にみる入植の必要経費(被服のみ)

費目	数量	金額(£/s/d)
モンマス帽	2	0/4/0
垂れ襟	3	0/1/3
シャツ	3	0/7/6
ウェストコート	1	0/2/2
スーツ(キャンヴァス)	1	0/7/6
スーツ(フリーズ)	1	0/10/0
スーツ(広幅織)	1	0/16/0
コート(粗質生地もしくはフリーズ)	1	0/15/0
スタッキング	3	0/4/0
靴	6	0/13/0
ガーター用インクル*	(1)	0/0/2
締め紐	1ダース	0/0/3
計		4/0/10

\*幅広のテープ

まず17世紀前半について、1635年に出版された『メリーランド報告 (A Relation of Maryland)』が貴重な情報を提供してくれる。このパンフレットの第7章において、奉公人1名を入植者としてメリーランドへ連れてゆく、もししくは送り込む場合に必要な品物がリストアップされており、必要経費も計算されている<sup>(36)</sup>。このうち被服関係のみを抜粋してまとめたのが表11である。被服費はリスト全体の19.5%を占めているが、他の費目の内訳は、食料費18.7%，武器10.9%，道具類6.2%，寝具5.1%，渡航費・輸送費38.5%である。当時、

非常に高額だった渡航費を除けば、入植に際して被服の占める大きさが了解されよう。リストでは、必要経費の総額として20ポンド15シリング4ペンスが計上されているが、これは、前章の表5「入植の条件」の中で、移住の条件として提示された奉公人一人当たりの経費20ポンドの根拠となっており、リスト全体がその内訳といえる。ちなみにこのリストは、キャプテン・ジョン・スミスの『ヴァージニア史 (Generall Historie of Virginia)』にあげられているものと酷似しており、引き写しである可能性がきわめて高い<sup>(37)</sup>。したがって、あくまでも理想・目標であって、現実と乖離しているおそれもないわけではないが、ともあれこのリストによって、17世紀前半のメリーランド入植最初期に、最低限必要とされた男性奉公人の衣服の内容について知ることができるのである。表11を見ると、この頃ひだ襟に代わって広まった垂れ襟がさっそくリストアップされており、上流階層にとってはインフォーマルとされたモンマス帽も記されている。スーツ関係も広幅織を除いて、キャンヴァス、フリーズなどはいずれも粗質の生地である。もっともここで言うスーツは、前述したように、17世紀末以降のものとはかなり形態

が異なっていたことにも留意したい。シャツやストッキング、垂れ襟などは、いずれも洗濯中の着替えや予備を考えて3枚（3足）とされている。靴はおそらく労働による磨耗・消耗を考慮に入れて、6足分計上されたものと思われる。このリストは最初の入植者を対象としているところから、労働に必要な当時の衣服の基本を抑えつつ、ある程度見栄えも考慮に入れている様子が窺えて興味深い。

このような理想・目標に対して、当時の現状はどのようなものだったのだろうか。1639年のメリーランド植民地裁判所（provincial court）の文書のなかに、大プランターJ・スノウの財産目録が収められており、そこに「奉公人用粗質スーツ3着、1着60ポンド（"It 3 course servants suts at 60<sup>1</sup> p sut"）」との記載がみえる<sup>(38)</sup>。ここでのポンドはタバコの重量ポンドを意味しているが、1638年の別の財産目録（C・キュラモア）の例にならって、タバコ1重量ポンド当たり3ペニス・スターリングで換算すると<sup>(39)</sup>、15シリングとなる。これは表11のスーツの価格とほぼ合致しているものの、大プランターの奉公人の例ゆえ、必ずしも標準的とはいえない可能性もある。また1648年の植民地裁判所の文書には、年季が明けた奉公人を解放する際の解放給与（freedom due）の見積りが提示されているが、被服関係では、キャップもしくは帽子1（30ポンド）、新しい服（フリーズのスーツ等）1（120ポンド）、シャツ1（30ポンド）、

靴およびストッキング各1（39ポンド）、計219ポンドと記

表12 Z・モターズヘッドの財産目録  
(被服関係のみ)

品名	数量	タバコ(1b.)
コート	2	100
シャツ	4	76
ダブレット	1	
ストッキング	2	12
裏地	2	
バンド	7	
キャップ	2	
カフス	4	40
ブーツホウズ	3	
ハンカチーフ	1	
金ボタン*	16	10
ブーツ・拍車	1	12
帽子・キャップ	1	30
ウェストコート	1	8
スーツ	1	20
計		308

\* : ブラシ2本、物差し1本を含む

されている<sup>(40)</sup>。これらもタバコの重量ポンド表示のため、当時のタバコの農場価格、すなわち1647年から1649年の平均価格1ポンド当たり2.2ペニス<sup>(41)</sup>で換算すると、合計は約2ポンドとなる。解放給与としての衣服は、いわば追加分であるため、奉公人の所持する衣服の全てを意味しているわけではないが、表11と比べて半額程度であり、この表の水準を全体として満たしているとは考えにくい。当時の衣生活の全体像を知る手掛りとして、奉公人ではないがかなり貧しいプランター、Z・モターズヘッドの1638年の財産目録をみてみよう。これもやはり植民地裁判所の文書として収録されており<sup>(42)</sup>、被服関係のみを抜粋してまとめたのが表12である。被服関係はモターズヘッドの財産目録のほぼ60パーセントを占めており、内容から見て、おそらく彼は独身であったと推測される。それゆえ1人分の衣料ということで、表11との比較が可能となる。もちろん財産目録は大抵、死亡時に作成されるため、入植時のリストとは厳密な意味での対比はできないが、入植後のおおよその状況・現状が把握できよう。当時のレート、タバコ1重量ポ

表13 コール・プランテーションの被服への支出(1662年)

氏名	費目	数量	タバコ(ib.)
F・ノット (M, 13?歳)	ストキンッグ(毛) 帽子 仕立て(スーツ)	1 1 1	18 60 55
R・コール,Jr. (M, 10歳)	ストキンッグ(毛) 帽子 仕立て(スーツ)	1 1 1	18 60 55
M・コール (F, 9歳)	靴 膝掛毛布 仕立て(スーツ)	2 1 1	25 70 50
W・コール (M, 7歳)	ホウズ(上質, 毛) 靴 仕立て(スーツ)	1 1 1	24 20 20
Ed・コール (M, 5歳)	仕立て(スーツ)	1	20
E・コール (F, 3歳)	ブルーリネン(エプロン3, フロック2) 仕立て(フロック)	6ヤード 2	66 16
「子供たち」	ブルーリネン(下着, 裏地, エプロン) ホーランド(ネッククロス等)	15.5ヤード 6エル	171 192
J・エルトン (M, 19?歳)	アイリッシュ・ストッキング 靴 仕立て(スーツ)	2 2 1	24 56 45
R・ゲイツ (M, 19?歳)	アイリッシュ・ストッキング 靴 仕立て(スーツ)	1 ? 1	12 ? 45
J・ジョンソン (M, 18?歳)	ストッキング(毛) 仕立て(スーツ)	1 1	21 35
J・レイ (M, ?歳)	靴 ストッキング	1 1	25 12
M・シェピー (F, ?歳)	靴	1	25
「奉公人たち」	モンマス帽	2	20
	ロックラム キャンヴァス(下着, ポケット) サージ カージー ペニストン 生地 ピン 糸(茶色) より糸 糸(黒色) なめし皮(靴の修繕) 仕立て(ウェストコート) 修繕代(ペティコート) 仕立て(下着) 糸 ボタン 絹 [オスナブルグ(凝乳漉し)]	42.8エル 4.25エル 7.25ヤード 17ヤード 4.25ヤード 2ヤード 2000本 2ポンド 2束 0.5ポンド ? ? ? 1 1ポンド ? ? 2ヤード	462 43 232 578 102 70 20 38(より糸と 合わせて) ? 15 30(修繕代と 合わせて) 20 30 120(絹と合 わせて) 20

M: 男性, F: 女性, ?: 推定年齢  
年齢は1662年末のもの

ンド当たり 3 ペンスで換算すると、被服関係の総額は 3 ポンド 17 シリングとなり、表11の 4 ポンド強にはやや足りないものの、ほぼ同額といえる。モターズヘッドがジントルマンと呼ばれていたことから考えると、奉公人用に設定された表11の内容は、決して低い目標ではなかったことがわかる。つまり現実(表12)は理想(表11)をやや下回っていたとの推測が成り立つのである。

さて次に17世紀後半について見てみよう。ここで史料として用いるのは、すでに紹介済みのコール・プランテーション——やや裕福なヨーマンプランター——の会計帳簿である<sup>(43)</sup>。この帳簿の1662年の記載分から被服関係の項目のみをピックアップし、所属ごとにまとめたのが表13である。この時、コール家ではすでに父(ロバート・コール)・母(レベッカ・コール)ともに死亡していたため、隣人のL・ガーディナーが遺言執行人としてプランテーションの会計を管理していた<sup>(44)</sup>。おそらくロバートは、1662年4月末、イギリスに帰国中死亡したと推定されることから、会計帳簿がカヴァーする範囲はほぼこの時期以降ということになる。そして当時のコール・プランテーションの世帯構成は、次のように考えることができ

る<sup>(45)</sup>。まず主人一家のコール家は、母レベッカの連れ子フランシス・ノット、および父ロバートとの間に生まれた5人の子供たちから成っている。ただし5人のうちの1人メリーアリは、父の死後、1662年中にガーディナーによってイギリスの祖母のもとへと送り返されている。このいきさつは詳らかでないが、ともあれ表13のメリーアリの欄に膝掛毛布とあるのは、航海に用いる目的で購入されたものと思われる。彼女は翌年にはすでにメリーランドへ戻ってきており、帰国後は近隣の別の世帯に住み込んだことがわかっている。一方、年季契約奉公人は5名で、その内、イザベル・ジョーンズの名はこの年の会計帳簿に出てこない。またメリーアリ・シェピーは前年に解放されており、ここであげられている靴は解放給与の一部と考えられる。ジョン・レイは、この年の11月もしくは12月に雇われた新人である。以上の事実を踏まえて表13を見てみよう。

まず最初の6名はコール家の子供たちで、それぞれの所属ごとに被服を分類したが、次の「子供たち」は所属がわからない、つまり“children”とのみ記載されている費目である。ここには生地があげられているが、これらは用途も明記されており、下着などは子供たち全員のために仕立てられたものと思われる。ネッククロスに用いられたホllandは、表7でも見たように高級な素材である。続く5名は年季契約奉公人で、「奉公人たち」とあるのは“servants”とのみ記されている費目である。この費目のモンマス帽は、すでに何度か触れたように、特に下層の人々にとっては必需品であり、表11でもリストアップされていた。コール家の子供たちの「帽子」との価格差も大きい。表13の下段で、氏名の欄が空白になっている費目は、氏名のみならず、「子供たち」のものか「奉公人たち」のものか、一切所属に関する記載のない品である。これには生地も多いが、その用途として、氏名の記されている上段の費目にある「スーツ」が考えられる。つまり、コール家の場合も奉公人の場合も、各々にスーツの「仕立て」があげられているが、その生地については各人ごとの記載がないことから、これらの生地が用いられたと推測できるのである。ただしこのことから、さらにコール家の子供たちも奉公人も、スーツに同じ生地を用いていたとまでは言い切れない。たとえばコール一家は、粗質なロックラム、ペニストンなどではなく、やや上質なサージの方をもっぱら使用した可能性もある。その他、ここであげられているピンや糸などは同じものが用いられたとも考えられるが、ボタンは一家と奉公人とで異なっていたかもしれない。ペティコートの修繕代は、おそらくメリーアリ・コールのためであろう。このようにこの表からは、コール一家——主人はいなくとも、一応主人一家——と、そこで働く年季契約奉公人——一家と同じ家に住み、ほとんど同じものを食べていたと推測される——との間で、衣服に関してある程度の階層差が存在していたことがわかる。さらに観察するならば、スーツの仕立て自体も、一家で年長のF・ノット、R・コールJr., M・コールが、それぞれタバコ55, 55, 50ポンド（タバコの重量ポンド表示）であるのに対し、さらに最大10歳程度年上と推定される奉公人、J・エルトン, R・ゲイツ, J・ジョンソンは、それぞれタバコ45, 45, 35ポンドにすぎず、両者の衣服の仕立ての差、形態の差を窺

表14 ウィリアム・マーティンのプランテーション経営(1722年)

項目		£
支出	食費 <sup>1</sup>	39.50(76.3%)
	被服費	9.85(19.0%)
	シャツ[9]	1.80
	シャツ(チェック)[1]	0.40
	ウェストコート[3]	1.35
	ブリッヂズ(毛)[3]	0.90
	ブリッヂズ(亜麻)[7]	1.05
	帽子[6]	0.90
	靴[6]	1.50
	シフト[3]	0.85
農具代	ペティコート[1]	0.50
	エプロン[2]	0.35
	靴[1]	0.25
	農具代	0.75(1.5%)
	税金 <sup>2</sup>	.65(3.2%)
小計		51.75
収入	タバコ[10,160ポンド]	29.24(78.5%)
	トウモロコシ[20バレル]	8.00(21.5%)
	小計	37.24
計		△14.51

1:9ヶ月分。衣類の修繕費を含む。

2:男性4名のみ。農場価格にもとづいてタバコ  
1lb.=£ 0.86で計算。収入も同様。

P. G. E. Clemens, "The Operation of an Eighteenth-Century Chesapeake Tobacco Plantation," *Agricultural History* 49 (1975): 531より作成

わせる。靴に関しては両者に大きな違いはないものの、ストッキングは材質、価格とも、やはり主人一家の方が上回っている。

さらに両者の差を統計的に考察するためには、氏名のわかる費目のみを対象として、対応のない母平均の差の検定をおこなった。ただし、価格が記されていないR・ゲイツの靴は、他の靴の価格を参考に25ポンドと仮定し、また前述したように、M・シェピーの場合は解放給与の一部と考えられるため、これをデータから外した。計算結果是有意差なしと出た<sup>(46)</sup>。しかしながら、先にみたように、仕立代やストッキング、帽子、生地など、個々のアイテムについて両者の格差は明白であるし、また、「子供たち」、「奉公人たち」の費目を加えて、一家のメンバーと奉公人の両者についてそれぞれ一人当たりの平均値を算出すると、前者が156.7ポンド、後者が80.0ポンドとなる。所属不明の費目の配分がわからないので断定はしにくいものの、かなりの差が確認される。さらに一家のメンバーは子供なので、大人（青年）の奉公人と比べた場合、そもそも被服費が少額だった可能性もある<sup>(47)</sup>。したがって総合的に判断するならば、コール・プランテーションの場合、主人一家と奉公人の間には、被服に関する程度の階層差が存在したと言うことができよう。ただし、その格差が極端に大きなものでなかったこともまた確かであり、17世紀後半のヨーマンプランター一家と奉公人の、「衣」における微妙な差異を示しているといえよう。

さて次に18世紀前半についてであるが、

まず当時の奉公人の解放給与の法令から見てみよう。1715年の代議会の議事録によると、男性の奉公人に対して、被服関係では、新しい帽子1、カージーもしくは広幅織の良質のスーツ（コートとブリッヂズ）1、新しいホワイト・リネンのシャツ1、新しい靴1、新しいストッキング1、また女性の奉公人に対しては、やや厚手もしくはペニストンの新しいウェストコート1、同様のペティコート1、新しいホワイト・リネンのシフト1、靴、ストッキング、ブルー（・リネン？）のエプロン1、ホワイト・リネンのキャップ2が、「植民地の慣例」として、年季明けに主人から支給される旨、明記されている<sup>(48)</sup>。17世紀と比べて内容がとくに大きく変わっているわけではないが、被服以外の解放給与は、男性の場合、鍬2、斧1、20シリングの銃1、女性の場合、トウモロコシ3バレルと記されているのみで、以前のように土地に関する規定がなくなっていることから、被服関係の比重が相対的に高くなっている事実は指摘できよう。ともあれこののような解放時の法的規定に対し、年季中の実態はどのようなものだったのだろうか。具体例として、メリーランド東海岸（Eastern Shore）タルボット郡のプランター、ウィリアム・マーティンのプランテーションを取り上げて、ごく簡単に見てみることにしよう。このプランテーションでは黒人奴隸も使われていたが、ここでは17世紀との比較のために、年季契約奉公人に関する収支に絞って観察したい。表14は、P・クレメンスがまとめた1722年の経営状況である。男性奉公人4名、女性奉公人1名について食費、被服費等が計算されているが、被服費の内訳は、前半が男性用、後半が女性用となっている。仕立てが分けて記されていないことから、これらの衣服は、(1)古着——主人の「お下がり」も含めて——か、(2)プランテーション内で作られた自給品、の可能性もある。まず男性についてみてみると、コートはあがっていないものの、ウェストコート、ブリッヂズと、いわゆる3つぞろいのパーツが登場しており、18世紀の典型的なファッショ�이確認できる。コートは比較的高価なため毎年新調するものではないが、これが見当らないことで主人との階層差も推察される。ブリッヂズの素材は、季節に対応して毛と亜麻の2種類があげられている。帽子も購入されており、キャップでない点が興味深い。女性についても先に概観したとおりの衣服が記されているが、男性の場合と同様に、購入されていない衣服——コルセット、ガウンなど——の方がむしろ雄弁である。もちろんこれらはすでに与えられていた可能性も高いが、少なくとも日常の消耗しやすい衣服については、やはり労働のための「衣」としての位置付けが重視されていたことがわかる。材質などでも、男女とも粗質生地——輸入品も多いが植民地産や自給品もある——が用いられたとされる。もっとも、主人の「お下がり」を着用していた場合、一見して主人の家族と奉公人の区別がつきにくかったとの指摘もあり、階層差のシグナルとしての衣服の危うさと、逆説的な意味での有効性を同時に示唆している<sup>(49)</sup>。

黒人奴隸の衣服についても若干触れておきたい。奴隸の服装は、プランテーションの経営関係文書のほか、当時新聞に頻繁に出された逃亡奴隸の広告からも窺い知ることができる<sup>(50)</sup>。ただし奴隸と一口に言っても、特に18世紀後半に至ると様々な職種に分化するため、ここでは

畑でのタバコ作りに従事する典型的な“field slave (field hand)”を対象に見てみると<sup>(51)</sup>、彼らはオスナブルクなどのシャツ、ゆったりとしたジャケット、夏には亜麻のブリッヂもしくは丈の短いズボン、冬には粗質のウールン生地のものなどを着用していた。ストッキングも編み物ではなく、毛織物を縫って作った“plad (plaid hoze)”をはくことも多かった。これらのシャツやブリッヂ、ストッキング、靴などは毎年支給されたが、コートや帽子などは何年かに一度与えられた。つまり黒人といえども、白人奉公人と同じような服装をしていたわけで、「衣」という最も身近な文化すら——むしろ最も身近であったからこそ——適応を余儀なくされていた状況が確認されよう<sup>(52)</sup>。

さて以上、衣服の階層差について見てきたが、このような階層差が持った意味合いと、その意味合い自体の変容について、最後に概観してみたい。それはまた、本章の冒頭で述べたヴィジョンを確認する作業ともなろう。衣服が単に個人の嗜好を表すだけではなく、社会的ステータスの一種の表象として機能しているところから、衣服による階層差を論じることができるわけだが、ここでいう社会的ステータスとは、厳密には何を意味しているのであろうか。歴史的に考えた場合、大まかに2とおり指摘することができよう。ひとつは法的身分であり、いまひとつは経済的地位である。前者は法体系によって、後者は経済力によって保障された地位といえるが、これは非常に単純な図式化であって、たとえば「法的」といっても、必ずしも厳格な法律規定ではなく、共同体の慣習や人々の意識のなかで「事実上」定められている場合もあるし、世俗の法ではなく、宗教的な権威によって保障されている場合もある。したがって、広く身分制秩序の概念に基づくステータスといえる。一方、経済的地位の方も、いわゆる財力のほか、様々な消費活動、さらには生活様式まで視野に入れる必要があろう。ともあれ、この両者のステータスが一致しておれば、問題は生じないわけであるが、後者が前者を凌駕するようになると、様々な問題が噴出していく。植民地においては、本稿で論じた時期がそれにあたり、前述したように、いわゆる「奢侈禁止法」が発布された理由もここにある。奢侈禁止法は、衣服という財力に基づいた消費活動を、身分制秩序の枠内に押さえ込もうとした法律であるが、ニュイングランドでは、宗教的情熱の弛緩——奢侈が教えに反する——がその背景にあるとされるが、それはまた同時に、宗教的権威に基づく共同体秩序の弛緩でもあった。南部植民地において、この一連の法律の背後に宗教的動機は認められず、また個人主義的風潮の強さから、共同体秩序——強力な社会的紐帯——の維持という理由も考えにくいが、前章でも見たように、社会階層秩序の觀念は色濃く存在しており、これの保持を図ったとされる<sup>(53)</sup>。そもそも人が自らの「分」をわきまえ、「足るを知る」社会であれば、このような法律が出てくる必要はない。つまり、経済的成功によって贅沢な服装が可能となったとしても、自らの「分」、すなわち身分制秩序のなかでの自らの位置と照らし合わせて不適合だと判断したならば、あえて贅沢な装いをしない社会、つまり身分制秩序によって統御されている社会こそが、この法律の理想だったといえる。しかしこのような社会は、少なくとも南部においては、17世紀の段階ですら存在

しなかった。17世紀の衣服は、一方で階層秩序の表象としての側面を持つつつ、すでに経済的地位の表明でもあった<sup>(54)</sup>。しかし当時、衣服の格差が極端に大きなものでなかったことは、コール・プランテーションの例で見たとおりである。この場合は自由民たるヨーマンプランターと、不自由民たる奉公人との比較だが、同じ自由民のジェントリとヨーマンプランターの間であれば、一部のコスマポリタン・ジェントリを除いて、その格差はさらに小さかったと考えられる。このような状況こそ、別稿で論じた17世紀における消費のあり方そのものであり、「衣」も当然ながらそのなかに含まれていたわけである<sup>(55)</sup>。またこのような状況をもたらしたひとつの要因として、社会における比較的平等な富の分布があげられることもまた確かであろう。しかし18世紀に入ると——ある研究者によれば1690年代までに——状況に変化が生じ、衣服はもっぱら自らの経済的地位を示す手段となる<sup>(56)</sup>。奢侈禁止法がほとんど消え去るのがその証左であり、人々は経済力によって「目に見える地位 (visible status)」を「購入」するようになつた。さらには、より新しい流行の衣服を身につけることが、より高いステータスの証しであるとの考え方も生じたのである。同時期に富の分配の不平等化が進行し、経済的格差が拡大してゆくが、これが背後にあって作用した要因のひとつであろう。ともあれ、この衣服と同じような状況は、別稿で論じたように他の消費財についても言い得るのであって、これこそが「消費革命」そのものなのである。こうして、本章冒頭でも述べたように、社会階層の意味内容自体が大幅に書き換えられ、慣習的な身分秩序は経済的な階層秩序に道を譲った。すなわち、Aという階層にあると自ら思い、人もそう捉えているからA'という装いをするのではなく、A'という装いができる、またそうするからこそ、Aという階層にある人が認め、自らもそう認識するのである。かくしてここに、われわれは、衣服をとおして、「マイ・フェア・レディ」型社会の成立を見る能够である<sup>(57)</sup>。

## 註

- (1) 拙稿「南部植民地における生活水準——実像・比較・変容——」(『名古屋大学文学部研究論集』122・史学41, 1995)
- (2) 「マイ・フェア・レディ」型社会の概念については、川北稔『洒落者たちのイギリス史——騎士の国から紳士の国へ——』(平凡社, 1986)
- (3) Nancy Rexford, "Clothing and Personal Adornment," in *Encyclopedia of American Social History*, ed. Peter Williams, Mary K. Cayton & Elliot Gorn (New York, 1993); Patricia A. Trautman, "Dress: The British Colonies," in *Encyclopedia of North American Colonies*, ed. Jacob E. Cooke (New York, 1993). わが国では、能澤慧子『モードの社会史——西洋近代服の誕生と展開——』(有斐閣, 1991), 濱田雅子「十七世紀ニューイングランドのピューリタン衣装の歴史的考察」(『国際服飾学会誌』2, 1985)など。
- (4) たとえば18世紀前半にロンドンで出版された著作にも、フランスの最新モードをイギリス人がただちに取り入れるとの指摘がある(J. Gee, *The Trade and Navigation of Great Britain* (London, 1729), 30-36.)。
- (5) Linda Baumgarten, *Eighteenth-Century Clothing at Williamsburg* (Williamsburg, 1986); John

- Peacock, *The Chronicle of Western Costume: From the Ancient World to the Late Twentieth Century* (London, 1991); Rexford, "Clothing"; 能澤『モードの社会史』などによる。現存する当時の衣服は少なく、残っていたとしてもそのほとんどは後に手が加えられているため、もっぱら文献や絵画などが服飾史研究の手がかりとされる。
- (6) ホウズはのちにストッキングを意味するようになる。
  - (7) Colonial Williamsburg, ed., *The Wigmaker in Eighteenth-Century Williamsburg: An Account of his Barbering, Hair-Dressing, & Peruke-Making Services, & Some Remarks on Wigs of Various Styles* (Williamsburg, 1987), 13, 14.
  - (8) Baumgarten, *Eighteenth-Century Clothing*, 14-16, 50, 51.
  - (9) 入浴についてはとりあえず、ハンス・ペーター・デュル（藤代幸一・三谷尚子訳）『裸体とはじらいの文化史——文明化の過程の神話 I——』（法政大学出版局, 1990）を参照。メリーランドの状況は, Gloria L. Main, *Tobacco Colony: Life in Early Maryland, 1650-1720* (Princeton, 1982), 188.
  - (10) 若きジョージ・ワシントンが知人宅に逗留した際、シャツ 9 枚を携えていたことが知られている (Richard L. Bushman, *The Refinement of America: Persons, Houses, Cities* (New York, 1992), 71.)。
  - (11) 註(5), (8)を参照。
  - (12) 当時の上流階層は、昼のディナー（大体午後 1 時から 3 時の間）の前まではインフォーマルな格好で過ごすこともあったが、以降は正装をした (Rexford, "Clothing," 1361)。
  - (13) マナーと服装の関係については、Bushman, *The Refinement of America*, 63-74. また、濱田雅子「アメリカ独立革命と服飾——スミソニアン・インスティテューションの収蔵品に基づいて——」（『衣生活』第31巻・第3号, 1988）も参考になる。
  - (14) Trautman, "Dress," 606.
  - (15) Baumgarten, *Eighteenth-Century Clothing*, 49.
  - (16) Ibid., 43; Trautman, "Dress," 605, 606.
  - (17) Ibid., 605. 服飾に関する南部とニューイングランドの対比は, David H. Fischer, *Albion's Seed: Four British Folkways in America* (Oxford, 1989), 139-146, 354-360.
  - (18) 編織物の導入については、川北『洒落者たちのイギリス史』第Ⅲ部を参照。
  - (19) 1643年にある仕立屋(W・ハーディジ)が労賃等の支払いを求めて顧客を訴えているが、その時提出された請求書がメリーランド植民地裁判所(provincial court)の文書として残されている。訴えられた顧客は 2 名で、このうち大工の J・サッチャーに対する請求書は次のとおりである。文書には請求額が当時の諸物価と照らし合わせて適正であることも併せて述べられており、当時の仕立てのおおよその水準を知ることができる。

品名	数量	樽入りタバコ(1b.)
スーツ(ボタン付)仕立代	1	80
スーツ材料費	1	300
キャンバス	1エル	30
裏地	—	50
ボタンおよび綿糸	—	50
締め紐	—	50
タフタ	—	40
エプロン	—	10
あおり止め	—	6
リボン	—	20
ポケット	—	10
ズボン下(ファスティアン)	1	50
スーツ仕立代	1	100
計		796

William H. Browne et al., eds., *Archives of Maryland, IV [Judicial and Testamentary Business of the Provincial Court, 1637-1650]* (Baltimore, 1887), 212-213. より作成。

- (20) 挙稿「南部植民地の生活水準」第1章。
- (21) この史料は活字におこされて, Carr, Menard & Walsh, *Robert Cole's World*, Appendix 1 に収録されている。ここで使用したのは, *ibid.*, 191-193.
- (22) タバコの農場価格（財産目録などから採取される価格）は, R.R.Menard, "Farm Prices of Maryland Tobacco, 1659-1710," *Maryland Historical Magazine* 68 (1973): 80-85. を用いた。
- (23) 表8の依拠する範囲のコール・プランテーションの会計帳簿では、リネン（ブルーリネンではない）とオスナブルクを除いて、これらの織物はすべて衣服としての用途が明記されている。リネンの項には用途の記載がなく、オスナブルクもここでは凝乳漉しの布として登場する。オスナブルクは安価な衣服の素材として当時普通に用いられていたため、このような使用法は一種のヴァリエーションといえる。リネンについては表8も含めて、広くシーツやテーブルクロス、寝台の天蓋等にも使われていた。たとえば下着等の場合 "his linen" や "body linen" などと記されることがあったが、これは "bed linen" や "household linen" と区別するための言い回しと考えられる (Trautman, "Dress," 72.)。なお、天蓋については, Abbott L. Cummings, comp., *Bed Hangings: A Treatise on Fabrics and Style in the Curtaining of Beds, 1650-1850* (Boston, 1994), 29 を参照。
- (24) ただし本国と比較すると、階層差は小さかったとされる (Fischer, *Albion's Seed*, 357, 358)。
- (25) これについては後述する。本国における奢侈禁止法の動向は、川北『洒落者たちのイギリス史』を参照。
- (26) Fischer, *Albion's Seed*, 358, 359; Baumgarten, *Eighteenth-Century Clothing*, 68.
- (27) 18世紀のアメリカ植民地における仕事着については、Peter F. Copeland, *Working Dress in Colonial and Revolutionary America* (Connecticut, 1977) が詳しい。ただし、植民地では当時、一般民衆の仕事着はほとんど絵画に描かれなかったため、この研究も、本国を中心とするヨーロッパの絵画を資料として多く用いている。濱田雅子「18世紀アメリカの職業着——Peter F. Copeland の業績から——」(『衣生活』第35巻・第5号, 1992), 同「18世紀から19世紀初頭のアメリカ社会と衣服文化の特性について——インフォーマルウェアを中心に——」(『国際服飾学会誌』8, 1991) はこの著書を手際よく紹介している。
- (28) Main, *Tobacco Colony*, chap.5 は、メリーランドの貧しいプランターの衣食住について論じているが、衣服については特に pp. 183-190 を参照。以下、男性については、Baumgarten, *Eighteenth-Century Clothing*, 65, 66; Bushman, *The Refinement of America*, 73, 74; Rexford, "Clothing," 1360 など。
- (29) Bushman, *The Refinement of America*, 66.
- (30) 以下、女性については、Baumgarten, *Eighteenth-Century Clothing*, 18, 30-32; Rexford, "Clothing," 1360 など。
- (31) Bushman, *The Refinement of America*, 69-72.
- (32) ニューアーイランドのジェントリは、特にこのような渋めの色 ("sad color" と呼ばれる) を好んだとされる。"sad color" については、Rexford, "Clothing," 1358; Fischer, *Albion's Seed*, 139-146.
- (33) *Ibid.*, 358. 赤色のヒールは、当時の絵画からも見て取れる。
- (34) *Ibid.*; Bushman, *The Refinement of America*, 71; Baumgarten, *Eighteenth-Century Clothing*, 38, 39. その他、扇子など女性の装飾品については、*Ibid.*, 40-47. 靴のバックルなど、男性の装飾品については、*Ibid.*, 70, 71.
- (35) Bushman, *The Refinement of America*, 71.
- (36) *A Relation of Maryland* (1635), in *Narratives of Early Maryland, 1633-1684*, ed. C.C.Hall (1910; reprint, New York, 1967), 93-96.
- (37) この指摘は、*ibid.*, 93. の脚注を参照。
- (38) *Archives of Maryland*, IV, 79.

- (39) *Ibid.*, 74.
- (40) *Ibid.*, 471. ちなみに女性の奉公人に関しては、代議会の議事録に解放給与の規定が収録されており、それによると、新しいペティコート 1, 新しいウェストコート 1, 新しいスマック 1, 新しい靴 1, 新しいストッキング 1, 奉公時に所持していた服、とされている。(Archives of Maryland, I [Proceedings and Acts of the General Assembly of Maryland, January 1637/8- September 1664] (Baltimore, 1883), 80)。
- (41) この時期のタバコの農場価格のデータは、U. S. Bureau of the Census, *Historical Statistics of the U. S. Colonial Time to 1970* (Washington, D. C., 1975), 1198.
- (42) *Archives of Maryland*, IV, 46-47.
- (43) 註(21)を参照。1662年の記載分は、Carr, Menard & Walsh, *Robert Cole's World*, Appendix 1, 191-193.
- (44) この経緯は、拙稿「南部植民地における生活水準」, 50-51頁。コール一家に関する言及は、以下の史料に散見される。Archives of Maryland, X [Judicial and Testamentary Business of the Provincial Court, 1649/50-1657] (Baltimore, 1891); Archives of Maryland, XLI [Proceedings of the Provincial Court of Maryland, 1658-1662, (3)] (Baltimore, 1922); Archives of Maryland, XLIX [Proceedings of the Provincial Court of Maryland, 1663-1666, (4)] (Baltimore, 1932); Archives of Maryland, LVII [Proceedings of the Provincial Court of Maryland, 1666-1670, (8)] (Baltimore, 1940); Archives of Maryland, LIII. とくに Archives of Maryland, XLIX, 3 に収録されている1663年3月29日付の文書には、“... Rob<sup>t</sup> Cole late of this Prouince Deceased hath now ffie Children lyuing in this Prouince of Maryland... his louing & naturall wife Rebecca Cole aliso deceased...”と記されている。また、Archives of Maryland, LVII, 206 には、L・ガーディナーが1667年に植民地裁判所に提出したコール・プランテーションの会計報告(1665年8月以降のもの)が収録されている。
- (45) Carr, Menard & Walsh, *Robert Cole's World*, 43-45, 209-212.
- (46) t=0.722, df=8, p=0.491. なお、等分散の仮定は満たされている。
- (47) 子供服については、Baumgarten, *Eighteenth-Century Clothing*, 72-78; Rexford, “Clothing,” 1361, 1362; 能澤慧子「子供服の歩み——長かった不在の時代——」(『装苑アイ』12, 1993)など。
- (48) *Archives of Maryland*, XXX [Proceedings and Acts of the General Assembly of Maryland, April, 1715-August, 1716] (Baltimore, 1910), 286.
- (49) 本国の例は、川北『洒落者たちのイギリス史』, 80頁。
- (50) 拙稿「南部植民地における逃亡奴隸——新聞広告の計量分析——」(『社会経済史学』第56巻・第5号, 1990年), 65頁。また、P. G. E. Clemens, *The Atlantic Economy and Colonial Maryland's Eastern Shore: From Tobacco to Grain* (Ithaca, 1980), 152では、前述のウィリアム・マーティンのプランテーションにおける奴隸一人当たりの衣服の費用が計算されている。
- (51) *Ibid.*, 151; Baumgarten, *Eighteenth-Century Clothing*, 66-68.
- (52) Fischer, *Albion's seed*, 357.
- (53) 植民地の奢侈禁止法については、Rexford, “Clothing,” 1358-9; Fischer, *Albion's Seed*, 358; Trautman, “Dress,” 604-606; Bushman, *The Refinement of America*, 73.
- (54) Trautman, “Dress,” 603.
- (55) 富の分布や消費革命を含めて、拙稿「南部植民地における生活水準」を参照。
- (56) Trautman, “Dress,” 606, 607.
- (57) しかしこの後、19世紀のファッションは、18世紀と比べると、色使いやデザインにおいてむしろ慎み深く見える。階層差の顯示は、デザインの細部や素材に求められるようになったのであり、この時代のマナー（とりわけリスペクタブルたる必要性）が、衣服における階層差をこのようなか

たちで表出させたのだと言えよう。